

# 小水力発電開発促進支援事業 技術支援実施要領

## (趣 旨)

第1条 この要領は、山口県企業局（以下「企業局」という。）が水力発電事業で培った知識や経験を活かし、水力発電に取り組もうとする県内の市町及び公共的団体又は地域で組織された法人等に対し、技術的な観点から助言や情報提供を行う「小水力発電開発促進支援事業 技術支援」について、必要な事項を定めるものとする。

## (技術支援の実施)

第2条 企業局は、次に掲げる支援（以下「技術支援」という。）を、当該技術支援を受けようとする者の申込みにより行う。

- (1) 出力1,000kW以下の水力発電の開発（以下「小水力発電開発」という。）の導入についての検討に関する助言
- (2) 小水力発電開発に必要な各種申請の手続きに関する助言
- (3) 小水力発電開発に係る現地調査に関する助言
- (4) 小水力発電開発（出力20kW未満に限る。）に係る設計、建設工事等に関する助言
- (5) 小水力発電開発に係る維持・管理に関する助言
- (6) 小水力発電開発に関する情報提供
- (7) その他公営企業管理者（以下「管理者」という。）が特に必要があると認められた支援

## (技術支援の対象者)

第3条 技術支援を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 自らが事業者として小水力発電開発に取り組もうとする県内の市町及び公共的団体（前条（4）の技術支援を除く。）
- (2) 地域が主体となって小水力発電開発（出力20kW未満に限る。）に取り組もうとする「農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動」又は「環境の保全を図る活動」を主たる目的とする特定非営利活動法人（主たる事業所の所在地が県内）、法人格を有する自治会その他管理者が認めた法人あるいは発電施設の設計開始までにこれらの法人を設立する予定の任意団体代表者又は個人
- (3) その他管理者が特に必要があると認める団体

## (技術支援の申込等)

第4条 技術支援を受けようとする者は、小水力発電開発促進支援事業 技術支援申込書（別記第1号様式）を管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の規定による申込みがあったときは、支援事業を実施するかどうかの決定をし、その結果を小水力発電開発促進支援事業 技術支援決定通知書（別記第2号様式）により当該技術支援の申込みをした者に通知する。

## (費用の負担)

第5条 技術支援に要する費用は、企業局の負担とする。

**(技術支援の利用に関する相談)**

第6条 企業局電気工水課においては、技術支援の利用に関する相談に応じるものとする。

**(その他)**

第7条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この要領は、平成24年 7月20日から施行する。

**附 則**

この要領は、令和元年 8月 9日から施行する。